

I S O 認 証 取 得 支 援 補 助 金 に 必 要 な 書 類 に つ い て

申請にあたりましては、以下の書類をご提出願います。

必 要 書 類	部 数	チ ェ ッ ク 欄
I S O シ リ ー ズ 取 得 支 援 助 成 事 業 補 助 金 交 付 申 請 書 (指 定 様 式)	1	
I S O 取 得 支 援 助 成 事 業 申 請 前 確 認 リ ス ト (指 定 様 式)	1	
認 証 取 得 計 画 書 ・ 補 助 金 対 象 経 費 (指 定 様 式)	1	
会 社 概 要 (事 業 内 容 等 の わ か る も の)	1	
認 証 登 録 証	1	
下 記 税 関 係 書 類 の う ち、 <u>い ず れ か 1 部</u> (1) 前 年 度 分 の 法 人 住 民 税 の 納 税 証 明 書 (原 本) (2) 前 年 度 分 の 法 人 事 業 税 の 納 税 証 明 書 (原 本) (3) 前 年 度 分 の 消 費 税 の 納 税 証 明 書 (原 本) ※ その 3 未 納 税 額 の な い 証 明 用 で 可	1	
補 助 金 対 象 経 費 を 証 す る 領 収 書 等 の 写 し ※ 領 収 書 が な い 場 合 は、請 求 書 と 振 込 履 歴 の わ か る も の (通 帳 の 写 し な ど)	1	
【コ ン サ ル タ ン ト に 委 託 す る 場 合 の み】 コ ン サ ル タ ン ト と の 契 約 に 関 す る 書 類 (契 約 書 の 写 し)	1	
【認 証 機 関 が J A B (日 本 適 合 性 認 定 協 会) 認 定 機 関 で な い 場 合 の み】 認 証 機 関 の パ ン フ レ ッ ト	1	

注 1 提 出 い た だ い た 申 請 書 及 び 関 係 書 類 は、採 択 の 可 否 に 関 わ ら ず 返 却 し ま せ ん の で、
 ご 了 承 願 い ま す。

ISO 取得支援助成事業 申請前確認リスト

◎下記の基本的要件などを確認し、申請書類と共に申請前確認リストもご提出ください。

確 認 事 項		ご回答	
申 請 資 格	「中小企業基本法」に準拠した以下の中小企業に該当する () 製造業：資本金3億円以下または従業員300人以下 () 卸売業：資本金1億円以下または従業員100人以下 () サービス業：資本金5千万円以下または従業員100人以下 () 小売業：資本金5千万円以下または従業員50人以下	はい	いいえ
	板橋区内に主たる事業所を持ち、事業を営んでいる	はい	いいえ
	大企業（中小企業者以外の者）が単独で発行株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資していない	はい	いいえ
	大企業（中小企業者以外の者）が複数で発行株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資していない	はい	いいえ
	役員総数の2分の1以上を大企業の役員または職員が兼務していない	はい	いいえ
	その他大企業が実質的な経営に参画していない	はい	いいえ
	補助金申請額は30万円の範囲内となっている	はい	いいえ
	前年度分の法人住民税（個人にあっては個人住民税）、法人事業税（個人にあっては個人事業税）及び消費税を滞納していない	はい	いいえ
	同一規格について、国又は他の地方公共団体等から同一趣旨の補助金の交付を受けていない	はい	いいえ
	申請書「役員名簿」は登記簿謄本の内容と同一である	はい	いいえ
	申請書「株主名簿」は税務署に提出した確定申告書の別表二のとおりである	はい	いいえ
	認証取得する事業所等が区内にあり、認証の為の審査費の補助対象経費は区内事業所の認証における経費である	はい	いいえ
	過去に公社から同一規格のISOの助成金を受けていない	はい	いいえ

平成 年 月 日

企業名 _____